

令和7年2月 小郡市農業委員会総会 次第

1. 開催日時 令和7年2月10日(月) 午後3時15分開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について(所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について(利用権貸借)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(23名)

1 番 天本 正幸	2 番 寺崎 廣喜	
3 番 中原 日登美	4 番 白水 壽徳	
5 番 佐藤 和治	6 番 藤井 政秋	
7 番 山下 梅夫	8 番 檜原 忠夫	
9 番 山田 憲二	10 番 秋山 儀一	
11 番 寺崎 多加子	12 番 末次 勝記	(欠席)
13 番 伊藤 博文	14 番 肥山 繁雄	
15 番 赤川 敏彦	16 番 大中 寛敏	
17 番 末次 実	18 番 西岡 利子	
19 番 野瀬 敏彦	20 番 永利 春雄	
21 番 久光 壽子	22 番 西岡 秋義	
23 番 永利 美津枝	24 番 田中 善道	

5. 会議に欠席した委員(1名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは本日の総会は、議案 4 件、報告 2 件でございます。

委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は 23 名で委員定足数に達しております。

なお、12 番委員より欠席届が出ています。

よって、令和 7 年 2 月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会で事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なお審議をよろしくお願いします。

〔日程第 1 議事録署名委員の指名〕

議長：

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、14 番委員、15 番委員を指名します。よろしくをお願いします。

〔日程第 2 議案の審査〕

議長：

日程第 2、これより議案の審議を行います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、4 件を議題とします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明します。

議案書の 1 ページをお願いします。

番号 1 は、古飯地内の畑 1 筆で、3 条による有償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は労働力不足のため、譲受人は耕作に便利ということで売買

されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、干潟地内の田1筆で、3条による有償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、上西鰯坂地内の畑2筆で、3条による有償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は労力不足により離農され、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書2ページ、番号4は、下岩田地内の畑1筆で、3条による無償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人等の説明)

譲渡人は遠方在住のため耕作不能、譲受人は経営規模の拡大ということで譲渡されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われます。

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみまし

た。

なお本会議での審議、よろしくお願いします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって原案のとおり許可と決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明をいたします。

議案書の3ページ、番号1は、三沢地内の田1筆です。露天資材置き場及び露天駐車場とする一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号2は、小郡地内の畑1筆です。現場事務所及び資材置場設置のため、一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号3は、上岩田地内の畑1筆です。集合住宅等の建設のため、申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお先月開催しました地区会議において、了承いただいております。

す。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。
本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いします。

第3分科会長：

ご報告いたします。
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。
なお本会議での審議を、よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。
よって議案第2号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、3件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、9番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、ご説明いたします。

議案書4ページをお願いします。

番号1は、吹上地内の畑2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号2は、二タ地内の畑2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号3は、二タ地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議を、よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案通り承認することに決定します。

それでは、退室した委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長：

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、16件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、17番委員、18番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。

議案書の5ページをお願いします。

番号1は次の6ページにまたがります。下西鰯坂地内の田14筆、畑7筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

議案書 7 ページ、番号 2 は、八坂地内の田 3 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号 3 は、横隈地内の田 2 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号 4 は、横隈地内の田 1 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

議案書 8 ページ、番号 5 は、福童地内の田 4 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号 6 は、福童地内の田 2 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

議案書 9 ページ、番号 7 は、干潟地内の畑 1 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号 8 は、干潟地内の田 1 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号 9 は、下西鰯坂地内の田 1 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

議案書 10 ページ、番号 10 は、福童地内の田 2 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号 11 は、福童地内の田 3 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号 12 は、福童地内の田 1 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

議案書 11 ページ、番号 13 は、吹上地内の畑 2 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号 14 は、干潟地内の畑 1 筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号１５は、福童地内の田３筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

議案書１２ページ、番号１６は、津古地内の田１筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

なお、先日開催しました地区会議におきまして報告し、ご確認・ご了承をいただいております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第１分科会へお願いしておりましたので、１分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第１分科会長：

ご報告いたします。

議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第１分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議を、よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第４号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第４号は原案通り承認することに決定します。

それでは、退室した委員の入室を許可します。

(入室案内)

[日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。
報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出3件につきまして報告いたします。

議案書13ページ、番号1は、干潟地内の田1筆で、売買のため合意解約されたものです。

番号2は、下西鰯坂地内の田2筆で、貸人の都合により合意解約されたものです。

番号3は、三沢地内の田3筆です。契約変更のため合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第2号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認

することとなります。

今回は、1団体の報告です。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項2件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和7年2月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和7年2月10日（月） 午後3時53分閉会

小郡市農業委員会

議 長

⑩

署 名 委 員 14番

⑩

署 名 委 員 15番

⑩